

暴力団の妨害等の届出 ・ 着手届等の様式の変更

1 暴力団から妨害等を受けた場合の警察等への届出の義務化と指名停止

- (1) 暴力団又は暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに柏市に報告するとともに、所管の警察署に届け出てください。また、下請負人が、同様に妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに報告するよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合には、その旨を速やかに柏市に報告するとともに、所管の警察署に届け出てください。
- (2) 上記の報告又は届出について契約書に規定するとともに、それらを怠った場合は、「柏市建設工事請負業者等指名停止要領」に基づき、指名停止の措置をとります。
(本措置は、建設工事・業務委託・物品購入のいずれの業者も対象となります。)

2 着手届等の様式・添付書類の変更

【建設工事の業者のみ】

- (1) 落札業者が、請負業務の一部を下請負人に請け負わせる場合は、下請負人と「契約書」又は「注文書及び請書」(請書のみは不可)により下請契約を締結するとともに、その写しを着手届に添付してください。
- (2) 500万円以上の工事・修繕の場合は、工事受注時にCORINS(工事实績情報システム)に登録し、「工事カルテ受領書」及び「工事カルテ」を着手届に添付するとともに、2500万円以上の工事・修繕の場合は、契約変更後に「変更登録工事カルテ受領書」を、竣工後に「竣工登録工事カルテ受領書」を速やかに監督部署に提出してください。

【建設工事・業務委託の業者のみ】

- (3) 落札案件の他の入札参加業者を下請負人とするものの原則禁止に伴い、当該業者を下請負人として選任する場合にあっては、「下請業者選任届(工事)」「業務委託の場合は、「下請業者選任届(委託)」)に「本件入札に参加した業者を下請とする理由」を添付してください。
- (4) 建設工事にあつては、「主任(監理)技術者兼現場代理人届」を廃止して「着手届(工事)」に一体化するほか、「下請業者選任届(工事)」・「検査願届」・「建設業退職金共済証紙貼付実績書」の様式について、また、業務委託にあつては「着手届(委託)」・「委託業務担当者届」・「下請業者選任届(委託)」・「検査願届」の様式について、それぞれの内容の見直し・項目の簡素化を図りましたので、今後は新しい様式により提出してください。

詳細は、柏市契約課ホームページ(「柏市入札情報」)の「様式集」の「3 入札から契約までの書類」の「落札後配付書類」で確認してください。

なお、「様式集」に「低入札価格調査 事前調査票」も掲載しましたので、御確認ください。

問い合わせ先

柏市柏五丁目10番1号

柏市 財政部契約課

電話 04 7167 1121(直通)